

令和5年度

静岡県公立高等学校
入学者選抜実施要領

静岡県教育委員会

令和5年度静岡県公立高等学校入学者選抜関係日程

2 月			3 月		
1	水		1	水	一家転住等による志願変更受付締切り (午後2時まで)
2	木		2	木	全日制 一般選抜学力検査・(学校独自選抜資料) 定時制 一般選抜学力検査・面接
3	金		3	金	全日制 一般選抜面接・(学校独自選抜資料) (単位制による定時制 自由表現) 追検査受検願締切り (午後3時まで)
4	土		4	土	
5	日		5	日	
6	月		6	月	
7	火		7	火	
8	水		8	水	
9	木		9	木	追検査
10	金		10	金	
11	土	建国記念の日	11	土	
12	日		12	日	
13	月		13	月	
14	火		14	火	一般選抜合格者発表 (正午以降) 再募集実施校・募集定員発表
15	水	一般選抜願書受付開始	15	水	
16	木	一般選抜願書受付	16	木	再募集願書受付開始
17	金	一般選抜願書受付締切り (正午まで)	17	金	再募集願書受付締切り (午後2時まで)
18	土		18	土	
19	日		19	日	
20	月		20	月	
21	火		21	火	春分の日
22	水	志願変更受付開始	22	水	再募集面接等
23	木	天皇誕生日	23	木	
24	金	志願変更受付締切り (正午まで) 一家転住等による志願変更受付開始	24	金	再募集合格者発表 (正午以降)
25	土		25	土	
26	日		26	日	
27	月		27	月	
28	火		28	火	
			29	水	
			30	木	
			31	金	

※ 特別選抜（海外帰国生徒選抜、外国人生徒選抜、長期欠席生徒選抜、連携型選抜、県外生徒特色選抜）の願書受付、選抜等は一般選抜と同じ日程で実施する。

※ 単位制による通信制の課程の願書受付 令和5年3月19日（日）から3月28日（火）
（ただし、県立静岡中央高等学校長が定めた日時とする。）

【単位制による定時制の課程の秋季選抜】
（県立三島長陵高等学校、県立静岡中央高等学校、県立浜松大平台高等学校）

受付期間	令和5年8月9日（水）から8月10日（木）正午まで
基礎力検査及び自由表現等	令和5年8月22日（火）
追検査	令和5年8月24日（木）
合格者発表	令和5年8月29日（火）正午以降

目 次

令和5年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

選抜の基本方針	1
---------------	---

《全日制の課程》

I 一般選抜	1
第1 募集定員及び選抜枠	1
1 募集定員	
2 選抜枠	
第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員	1
1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等	
2 共通枠定員	
第3 志願方法	2
1 志願資格	
2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等	
3 受付期間	
4 志願の手続等	
5 県外（海外を含む。）からの志願	
第4 志願変更	6
1 志願変更の受付期間	
2 志願変更の手続等	
3 入学検定料	
第5 調査書及び成績一覧表	7
1 調査書の作成等	
2 成績一覧表の作成	
3 その他	
第6 学力検査	8
1 学力検査対象者	
2 学力検査会場	
3 学力検査の教科及び配点	
4 出題範囲	
5 実施期日及び日程	
第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断	9
1 面接	
2 学校独自選抜資料	
3 健康診断	

第8	追検査	10
	1 実施する選抜資料	
	2 受検資格	
	3 受検手続	
	4 検査会場	
	5 実施期日	
第9	選 抜	11
	1 選抜委員会	
	2 選抜手続	
	3 傾斜配点	
	4 第2志望等の選抜	
第10	合格者の発表	12
	1 発表期日	
	2 合格通知書等の交付	
II	特別選抜	13
II-1	海外帰国生徒選抜	13
第1	実施校・学科（科）及び募集割合	13
第2	志願方法	13
	1 志願資格	
	2 志願することができる学校・学科（科）及び学区	
	3 受付期間	
	4 志願の手続等	
	5 県外（海外を含む。）からの志願	
第3	志願変更	14
第4	調査書及び成績一覧表	14
第5	学力検査	14
第6	面接及び健康診断	15
	1 面接	
	2 健康診断	
第7	追検査	15
第8	選 抜	15
	1 選抜委員会	
	2 選抜手続	
第9	合格者の発表	15
	1 発表期日	
	2 合格通知書等の交付	
第10	その他	15

II-2	外国人生徒選抜	16
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	16
第2	志願方法	16
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	志願変更	18
第4	調査書及び成績一覧表	18
第5	日本語基礎力検査、面接及び健康診断等	18
1	日本語基礎力検査及び面接	
2	実技検査	
3	健康診断	
第6	追検査	19
第7	選 抜	19
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第8	合格者の発表	20
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第9	その他	20
II-3	長期欠席生徒選抜	21
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	21
第2	志願方法	21
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	志願変更	23
第4	副申書	23
1	副申書の作成	
2	その他	
第5	学力検査	24
第6	面接及び健康診断	24
1	面接	
2	健康診断	
第7	追検査	24

第8	選 抜	24
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第9	合格者の発表	24
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第10	その他	24
II-4	連携型選抜	25
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	25
第2	志願方法	25
1	志願資格	
2	受付期間	
3	志願の手続等	
第3	志願変更	26
第4	調査書及び成績一覧表	26
第5	学力検査	26
第6	面接及び健康診断	26
1	面接	
2	健康診断	
第7	追検査	26
第8	選 抜	26
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第9	合格者の発表	27
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第10	その他	27
II-5	県外生徒特色選抜	28
第1	実施校・学科（科）及び募集割合	28
第2	志願方法	28
1	志願資格	
2	受付期間	
3	志願の手続等	
第3	志願変更	29
第4	調査書及び成績一覧表	29
第5	学力検査	29

第6	面接及び健康診断	29
1	面接	
2	健康診断	
第7	追検査	30
第8	選 抜	30
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第9	合格者の発表	30
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第10	その他	30
III	再募集	31
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	31
第2	志願方法	31
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	面接、作文及び小論文等	32
1	対象者等	
2	実施会場	
3	実施期日及び日程	
4	内容及び方法	
第4	選 抜	33
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	33
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第6	その他	33

IV その他	34
第1 併設型高等学校における選抜	34
1 実施校・学科（科）及び募集定員	
2 その他	
第2 障害のある志願者に対する配慮	34
第3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置	35
第4 新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じた対応	35
第5 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い	35
第6 他の都道府県へ転居する場合の手続	35
1 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に 転居する場合	
2 その他の地域に転居する場合	
第7 入学者選抜に係る情報の提供及び開示	35
第8 その他	36
第9 照会先	36
1 県内の公立中学校の場合	
2 県内の国・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合	

《学年制による定時制の課程》

I 一般選抜	37
第1 募集定員及び選抜枠	37
1 募集定員	
2 選抜枠	
第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員	37
1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等	
2 共通枠定員	
第3 志願方法	37
1 志願資格	
2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等	
3 受付期間	
4 志願の手続等	
5 県外（海外を含む。）からの志願	
第4 志願変更	41
1 志願変更の受付期間	
2 志願変更の手続等	
3 入学検定料	
第5 調査書及び成績一覧表	42
1 調査書の作成等	
2 成績一覧表の作成	
3 その他	
第6 学力検査、作文、面接及び学校独自選抜資料等	43
1 対象者等	
2 検査会場	
3 実施期日及び日程	
4 内容及び方法	
第7 追検査	44
1 実施する選抜資料	
2 受検資格	
3 受検手続	
4 検査会場	
5 実施期日	
第8 選 抜	45
1 選抜委員会	
2 選抜手順	
第9 合格者の発表	45
1 発表期日	
2 合格通知書等の交付	

II	再募集	46
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	46
第2	志願方法	46
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手續等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	面接、作文及び小論文等	47
1	対象者等	
2	実施会場	
3	実施期日及び日程	
4	内容及び方法	
第4	選 抜	48
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	48
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第6	その他	48
III	その他	49
第1	障害のある志願者に対する配慮	49
第2	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置	49
第3	新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じた対応	49
第4	一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い	49
第5	他の都道府県へ転居する場合の手續	49
第6	入学者選抜に係る情報の提供及び開示	50
第7	その他	50
第8	照会先	50
1	県内の公立中学校の場合	
2	県内の国・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合	

《単位制による定時制の課程》

(県立三島長陵高等学校、県立静岡中央高等学校、県立浜松大平台高等学校)

I	一般（春季）選抜	51
第1	募集定員	51
第2	志願方法	51
1	志願資格	
2	志願することができる学校、学科及び通学区域	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	志願変更	52
第4	調査書及び成績一覧表	52
第5	学力検査及び自由表現等	53
1	学力検査及び自由表現等の対象者	
2	検査会場	
3	実施期日及び日程	
4	内容及び方法	
5	健康診断	
6	その他	
第6	追検査	55
第7	選 抜	55
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第8	合格者の発表	55
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
II	再募集	55
III	秋季選抜	56
第1	募集定員	56
第2	志願方法	56
1	志願資格	
2	志願することができる学校、学科及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	調査書及び成績一覧表	57

第4	基礎力検査、作文及び自由表現等	57
1	基礎力検査、作文及び自由表現の対象者	
2	検査会場	
3	実施期日及び日程	
4	内容及び方法	
5	健康診断	
6	その他	
第5	追検査	58
第6	選 抜	59
第7	合格者の発表	59
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
IV	その他	59
第1	入学願書等の請求方法	59
第2	障害のある志願者に対する配慮	59
第3	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置	60
第4	新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じた対応	60
第5	入学者選抜に係る情報の提供及び開示	60
第6	その他	60
第7	照会先	60

《単位制による通信制の課程》

(県立静岡中央高等学校)

第1	募集定員	61
第2	志願方法	61
1	志願資格	
2	志願することができる学科及び通学区域	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	学力検査	62
第4	選 抜	62
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	62
第6	その他	63
1	入学願書等の請求方法	
2	照会先	
3	その他	

【別記】	一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い	64
1	志願先高等学校の変更	
2	合格後における入学先高等学校の変更	

《 県立焼津水産高等学校専攻科 》

第1	募集定員	65
第2	志願方法	65
1	志願資格	
2	受付期間	
3	志願の手続等	
第3	小論文及び面接	66
1	小論文及び面接の対象者	
2	検査会場	
3	実施期日及び日程	
4	実施方法等	
第4	選 抜	66
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	67
1	発表期日	
2	合格通知書等の交付	
第6	再募集	67
1	受付期間	
2	実施期日及び日程	
3	合格者の発表	
第7	その他	67
1	入学願書等の請求方法	
2	照会先	
3	その他	

各種様式等

各種様式等	69
-------	----

付 属 資 料

付属資料	103
------	-----

選抜の基本方針

令和5年度静岡県公立高等学校入学者選抜は、この実施要領の定めるところにより実施する。

ただし、沼津、富士、静岡及び浜松の各市立高等学校における入学者選抜については、本実施要領に準じて行われるほか、当該市教育委員会が別に定めるところによる。

各高等学校長は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、合格者を決定する。

《全日制の課程》

I 一般選抜

第1 募集定員及び選抜枠

1 募集定員

各高等学校の学科（科）（学科とは大学科、科とは小学科をそれぞれ示す（付属資料1及び2参照）。）ごとの募集定員は、一般選抜と特別選抜（「II 特別選抜」参照）を合わせた人数として、別に公示する。

2 選抜枠

一般選抜の中に、選抜方法の異なる2つの選抜枠として、学校裁量枠及び共通枠を置く。

第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員

1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等

学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合（募集定員に占める合格者の割合）は、各高等学校の意向を踏まえて、県教育委員会が定める（付属資料3参照）。

なお、学校裁量枠の選抜割合は、原則として50%を上限とし、複数の選抜方法を用いる場合には、選抜方法ごとに選抜割合を示した選抜段階を定める。その際、各選抜段階における選抜対象者は、一般選抜受検者全員（「中学校における学習」を除く。）とすることも、希望者とすることもできる。

2 共通枠定員

募集定員から学校裁量枠の選抜及び特別選抜における合格者数を除いた人数とする。

第3 志願方法

1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等

(1) 学校・学科（科）

ア 志願者は、1学校の1学科（科）についてのみ志願することができる。ただし、学科（科）が2以上ある学校に志願する場合は、志望順位を付して、学科（科）を併願することができる。

なお、学校裁量枠においては、併願を実施する学校を志願する者が併願を希望する場合には、第2志望の科まで選抜の対象となる。

また、くくり募集（2以上の科を一括して募集する。）を実施している場合は、くくられている科を1科とみなす。

併願することができる学科（科）の数は、高等学校ごとに定める（付属資料4参照）。

イ 志願者は、特別選抜と併願することはできない。

ウ 志願者は、他の課程を併願することはできない。

エ 志願者は、本校と分校等（県立天竜高等学校春野校舎を含む。以下同じ。）を併願することはできない。

(2) 学校裁量枠

志願者は、学校裁量枠において希望者を対象とする選抜段階を設定する学校・学科（科）に志願する場合、希望者を対象とする選抜段階の1つにのみ志願することができる。ただし、「中学校における学習」を含んで、選抜段階が2以上ある学校に志願する場合は、「中学校における学習」を併願することができる。

(3) 通学区域（以下「学区」という。）

県内全域とする。

3 受付期間

入学願書（様式第9号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和5年2月15日（水）から令和5年2月17日（金）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和5年2月17日（金）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等（付属資料9参照）

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の書類等を、在学する中学校の校長（以下「中学校長」という。）を經由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 入学検定料 2,200円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

- ④ 実技検査等に関する事前調査票（高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校卒業者

志願者は、次の書類等を、出身中学校長を經由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を經由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 入学検定料 2,200円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

- ④ 本人の写真1枚

上半身正面脱帽で、大きさは縦3cm、横2.4cmとし、令和5年1月1日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

- ⑤ 実技検査等に関する事前調査票（高等学校が提出を求めている場合）

なお、平成29年3月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

上記イに準ずる。

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者

上記ア、イ又はウの者において、欠席日数及び適応指導教室等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第3学年でおおむね30日以上又は3年間でおおむね90日以上の者で、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書（様式第4号）を提出することができる。

自己申告書は志願者本人が記載し、厳封の上、中学校長等に提出する。

なお、その際、封筒の表に「自己申告書」と朱書するとともに、中学校名、志願者氏名を明記する。中学校長等は他の出願書類と共に志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 調査書（様式第1号）
- ② 入学志願者通知書（様式第2号）
- ③ 成績一覧表（様式第3号）

ただし、中学校卒業者の場合は、提出する必要はない。

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(ア) 高等学校を入学年度の12月31日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 調査書（様式第1号）
- ② 入学志願者通知書（様式第2号）

(イ) 高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 調査書（過年度に提出されたもの）の写し
- ② 高等学校における学習と行動の記録（様式第5号）
- ③ 入学志願者通知書（様式第2号）

(3) 高等学校長による措置

入学願書（様式第9号）を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

(1) 志願資格

県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者のうち、志願できるのは次のアからオの場合に限る。

ア 一家転住等の場合

保護者が県内に居住している場合又は近く保護者と共に県内に転住することが明らかなる場合等、県内公立高等学校への志願の理由が妥当である場合

ただし、海外帰国生徒（「Ⅱ－1 海外帰国生徒選抜の第2志願方法の1」に示す者）等で、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に居住している身元保証人のある者に限る。

イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合
通学の便宜上、本県の最寄りの公立高等学校へ志願することが妥当である場合

ウ 水産に関する学科（科）を設置していない都道府県に居住している場合

水産に関する学科（科）を設置していない都道府県に居住している者が、県立焼津水産高等学校へ志願する場合（事前に県教育委員会高校教育課及び県立焼津水産高等学校長に問い合わせて、志願資格の確認を求めること。）

エ 県外生徒特色選抜へ志願する場合

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく地域に置かれている高

等学校のうち、県外生徒特色選抜（「Ⅱ－5 県外生徒特色選抜」を参照）を実施する県立伊豆総合高等学校土肥分校又は県立川根高等学校を志願する場合

オ 保護者の県内への転居を伴わずに学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合（付属資料12のとおり、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、志願資格の確認を求めること。）

(2) 添付書類等

県外からの志願に際し、上記4の(1)及び(2)に示す書類等に、次の書類を添付する。

ア 一家転住等の場合

① 本人が県外の公立高等学校を併願しないことを証明する書面（以下「併願しないことの証明書」（様式第6号）という。）

② 本人が県内の公立高等学校を志願することが妥当であることを証明する書面（例えば、転勤命令書（保護者が、県内の事業所等へ令和5年4月ごろ転勤するように、内命を受けた場合）、住民票（保護者が既に県内に居住している場合）、建築確認通知書（自宅を県内に新築している場合）、中学校長による証明書（転勤命令書、住民票又は建築確認通知書を提出できない場合（様式自由））等）

なお、その理由が妥当なものであるか否かは、志願先高等学校長が判断する。

③ 身元保証承諾書（様式第16号）（海外帰国生徒等で、身元保証人が必要な場合のみ。）

イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合併願しないことの証明書（様式第6号）

ウ 水産に関する学科（科）を設置していない都道府県に居住している場合併願しないことの証明書（様式第6号）

エ 県外生徒特色選抜へ志願する場合併願しないことの証明書（様式第6号）

オ 保護者の県内への転居を伴わずに学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合併願しないことの証明書（様式第6号）

(3) 提出書類の特例

外国において、学校教育（日本人学校を除く。）における9年目の課程を、令和5年3月までに修了した者又は修了見込みの者が志願する場合は、上記4の(1)のイの規定に準ずることに加え、次のとおりとするほか、志願先高等学校に問い合わせその指示を受ける。

ア 上記4の(2)のアの①の調査書は、成績を証明する書類及び出席状況を記録した書類をもって代えることができる。

なお、これらの書類は、英文のものでもよい。

イ 上記4の(2)のアの②の入学志願者通知書及び③の成績一覧表は、提出する必要はない。

(4) 受付期間の特例

県外の高等学校に出願している者（既に受検した者は除く。）が、保護者の転勤等の理由により県内に保護者と共に転住することが、令和5年2月下旬以降に決まり、一般選抜の受付期間に出願することができなかった場合は、次の期間に入学願書（様式第9号）等の受付を認める。

令和5年2月24日（金）から令和5年3月1日（水）午後2時まで
（2月25日（土）、26日（日）を除く。）

なお、この場合の手続等については、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受ける。

第4 志願変更

一般選抜における受付期間に出願した者は、受付締切り後において、学校、課程、学科（科）及び併願した学科（科）の志望順位を1回に限り変更することができる（一般選抜と特別選抜の間の変更、本校と分校等の間の変更及び希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階の変更を含む。）。

1 志願変更の受付期間

志願変更願（様式第10号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和5年2月22日（水）から令和5年2月24日（金）正午まで（2月23日（木）を除く。）

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和5年2月24日（金）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に新志願先高等学校長と連絡をとること。

2 志願変更の手続等

(1) 同一高等学校内で志願変更をする場合（付属資料9の2参照）

ア 志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、中学校長等を経由して志願先高等学校長に次の書類等を提出する。

- ① 志願変更願（様式第10号）
- ② 受検票（志願先高等学校長が交付したもの）
- ③ 受検票（新たに交付を受けるためのもの（受検票の記載事項に変更がある場合））
- ④ 入学検定料（下記3の(1)のイの(ア)の場合のみ）
- ⑤ 実技検査等に関する事前調査票（志願変更により必要となった場合）

イ 志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。
受検票（アの③の場合）

なお、受検票の記載事項に変更がない場合は、提出された受検票を返付する。

(2) 異なる高等学校間で志願変更をする場合（付属資料9の3参照）

ア 志願変更者は、中学校長等を経由して旧志願先高等学校長に次の書類を提出する。

- ① 志願変更願（様式第10号）
- ② 受検票（旧志願先高等学校長が交付したもの）

イ 旧志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。
他校への志願変更証明書（様式第10号）

ウ 中学校長等は、新志願先高等学校長に一括して次の書類等を提出する。

- ① 他校への志願変更証明書（旧志願先高等学校長が交付したもの）
- ② 入学願書（新たに作成したもの）
- ③ 受検票（新たに交付を受けるためのもの）
- ④ 入学検定料（下記3の(1)のイの(ア)又は(2)の場合のみ）
- ⑤ 調査書（様式第1号）（新たに作成したもの）
- ⑥ 入学志願者通知書（様式第2号）（志願変更者分のみ記載したもの）
- ⑦ 成績一覧表（様式第3号）（願書受付期間において、当該高等学校への提出がなかった場合のみ。中学校卒業者の場合は、提出する必要はない。）
- ⑧ 実技検査等に関する事前調査票（新志願先高等学校が提出を求めている場合）

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者は、「第3志願方法の4の(1)のエ」に準じて、次の書類を提出する。

自己申告書（様式第4号）

オ 新志願先高等学校長は、中学校長等を経由して志願変更者に次の書類を交付する。
受検票（新たに交付するもの）

3 入学検定料

(1) 県立高等学校間の志願変更の場合

ア 同一の課程間

新たに入学検定料を納入する必要はない。

イ 異なる課程間

(ア) 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学検定料の差額 1,250 円分の静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付して提出する。

(イ) 全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、新たに入学検定料を納入する必要はない。

なお、入学検定料の差額は返さない。

(2) 設置者の異なる公立高等学校間（県立高等学校と市立高等学校との間）の志願変更の場合

ア 市立高等学校から県立高等学校へ志願変更する場合

新たに所定の入学検定料分の静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付して提出する。

イ 県立高等学校から市立高等学校へ志願変更する場合

当該市の定めるところによる。

第5 調査書及び成績一覧表

1 調査書の作成等

(1) 調査書の作成

調査書（様式第1号）は、中学校長が作成する。

- (2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合
提出する調査書（様式第1号）の様式については、原則として本県の様式により、中学校長が作成する。
- (3) 調査書作成委員会
調査書（様式第1号）の作成に当たっては、中学校長は校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、記載内容の信頼性、客観性を高め、的確に記載しなければならない。

2 成績一覧表の作成

- (1) 県内の中学校卒業見込みの者の場合
成績一覧表（様式第3号）は、中学校長が作成する。
- (2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合
提出する成績一覧表（様式第3号）の様式については、原則として本県の様式により、中学校長が作成する。
- (3) 中学校卒業者の場合
作成する必要はない。

3 その他

- (1) 高等学校長は、調査書その他中学校長が提出した書類の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。
- (2) 調査書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第6 学力検査

1 学力検査対象者

志願者全員

2 学力検査会場

志願先高等学校

3 学力検査の教科及び配点

国語、社会、数学、理科及び英語（放送による問題を含む。）の5教科（各教科50点満点）

4 出題範囲

学力検査の問題は、中学校までの学習内容を踏まえた、基礎的・基本的なものとし、各教科の目標に即して、知識・理解、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度を広く検査できるように出題する。

5 実施期日及び日程

令和5年3月2日（木）

日 程	時 間	実施内容
8:30 ~	—	受 付
9:05 ~ 9:55	50分	国 語
10:10 ~ 11:00	50分	数 学
11:15 ~ 12:05	50分	英 語
12:55 ~ 13:45	50分	社 会
14:00 ~ 14:50	50分	理 科

第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断

1 面 接

- (1) 対象者
志願者全員
- (2) 実施会場
志願先高等学校
- (3) 実施期日
令和5年3月3日（金）

- (4) 内容及び方法

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

ただし、高等学校長が必要と認める学校・学科（科）においては、与えられたテーマに沿ったグループ面接等の特色ある面接を実施することができる（付属資料5参照）。

2 学校独自選抜資料

高等学校長が必要と認める学校・学科（科）においては、学校裁量枠において、学校独自の選抜資料（以下「学校独自選抜資料」という。）を用いることができる（付属資料3参照）。

(1) 対象者

学校独自選抜資料を用いる学校裁量枠の選抜段階を志願する者（全員を対象とする学校裁量枠の選抜段階において、学校独自選抜資料を用いる場合を含む。）

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 実施期日及び日程等

令和5年3月2日（木）、3月3日（金）のいずれかの日、又は両日において実施する。

日程の詳細については、実施校ごとに定め、志願状況に応じて、受付開始時刻等を変更する場合がある。

(4) 内容及び方法

学校独自選抜資料の内容及び方法は、以下により、実施校ごとに定める。

ア 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

イ 小論文

小論文は、主として、与えられた資料に基づき、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度をみるものとする。

ウ 実技検査

実技検査は、主として、音楽、美術、保健体育、技術・家庭等の分野の適性・技能・表現力、活動意欲をみるものとする。

エ その他

特に必要とする場合に実施するものとし、学力検査及び面接とは異なる観点のものとする。

3 健康診断

健康診断は、志願先高等学校において特に必要と認めた場合に限り、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

第8 追検査

1 実施する選抜資料

学力検査、面接及び募集定員のすべてを学校裁量枠で選抜する学校・学科（科）における学校独自選抜資料とする。

2 受検資格

病気その他のやむを得ない理由により、学力検査、面接等を受けることができなかった者

3 受検手続

追検査の受検を希望する者は、令和5年3月3日（金）午後3時までに追検査受検願（様式第11号）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出し、その指示を受ける。

4 検査会場

志願先高等学校

5 実施期日

令和5年3月9日（木）

第9 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

なお、特別選抜を実施する高等学校にあつては、特別選抜における合格者を決定した後、一般選抜における合格者を決定する。

(1) 学校裁量枠

調査書、学力検査の結果、面接及び学校独自選抜資料の結果等を、各実施校が定めた選抜方法（付属資料3参照）により審査して、学校裁量枠における合格者を決定する。

なお、複数の選抜段階を設けた場合には、選抜段階の順（付属資料3参照）に、合格者を決定する。

(2) 共通枠

上記(1)による合格者を除いたすべての受検者を共通枠の選抜対象者（以下「共通枠対象者」という。）として、調査書、学力検査及び面接の結果等を、次のアからウまでの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

ア（第1段階）

調査書の学習の記録における9教科の評定合計の上位から共通枠定員までの者を対象とし、学力検査の5教科の得点合計の上位から共通枠定員の75%程度までの者を合格者とする。

ただし、共通枠倍率（共通枠対象者数を共通枠定員で除した値）が 1.1 倍以下の学校・学科（科）においては、「共通枠定員までの者」を「共通枠対象者数の 90%までの者」に読み替えるものとする。

なお、調査書の学習の記録以外の記載事項、面接の結果等を考慮し、対象から除くことができる。

イ（第 2 段階）

アによる合格者を除いた共通枠対象者を対象とし、調査書の学習の記録以外の記載事項及び面接の結果により共通枠定員の 10%程度の者を合格者とする。

ただし、調査書の学習の記録、学力検査の結果等を考慮し、対象から除くことができる。

ウ（第 3 段階）

ア及びイによる合格者を除いた共通枠対象者を対象とし、調査書の記載事項、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査し、共通枠定員の 15%程度の者を合格者とする。

なお、共通枠対象者数が共通枠定員に満たない場合においては、上記(2)のア、イ、ウによる合格者の割合は、「共通枠定員」を「共通枠対象者数」に読み替えた人数とする。

また、上記(2)のア、イ、ウにおける合格者の割合は、共通枠定員の規模や学力検査の結果等により、前後 10%の範囲内において、各高等学校の裁量とする。

3 傾斜配点

専門学科において、高等学校長が必要と認める場合には、共通枠の選抜に際し、調査書の学習の記録の評定又は学力検査の結果について、特定の教科に重きを置いた傾斜配点により、選抜のための資料を作成し、選抜を行うことができる（付属資料 5 参照）。

なお、傾斜配点により、重きを置くことができる倍率は 2 倍までとする。

4 第 2 志望等の選抜

併願した第 2 志望等の学科に関する選抜は、上記 2 の(2)のウにおいて行うか、又は上記 2 の(2)のアから行うことができる（付属資料 4 参照）。

なお、併願した第 2 志望等の科に関する選抜は、上記の 2 の(2)のウにおいて行う（付属資料 4 参照）。

第 10 合格者の発表

1 発表期日

令和 5 年 3 月 14 日（火）正午以降

2 合格通知書等の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付し、中学校長等に対し、入学選抜結果通知書（様式第 8 号）を交付する。